

ジュエリー デザイン 110番

こんなとき
どうする？

Contents

契約書	1
デザイン画の貸出し	2
意匠登録	3
デザインの寄託システム	4
デザインのコピー	5
商品の模倣に対処	6
著作権を主張する	7
原型の取り扱い	8
商標法で模倣に対処	9
実用新案の登録	10
特許の取得	11
下請法を理解する	12



社団法人日本ジュエリーデザイナー協会
Japan Jewellery Designers Association
<http://www.jjda.or.jp>

社団法人日本ジュエリーデザイナー協会（JJDA）
創作保全委員会では、これまでジュエリーデザインを
保護するためにさまざまな活動を行ってきました。
この小冊子はジュエリーデザイナーとして活動するときの
基本的な約束事やさまざまなトラブルに対応する方法を
チャート式にまとめたものです。
あなたのジュエリービジネスにご活用ください。

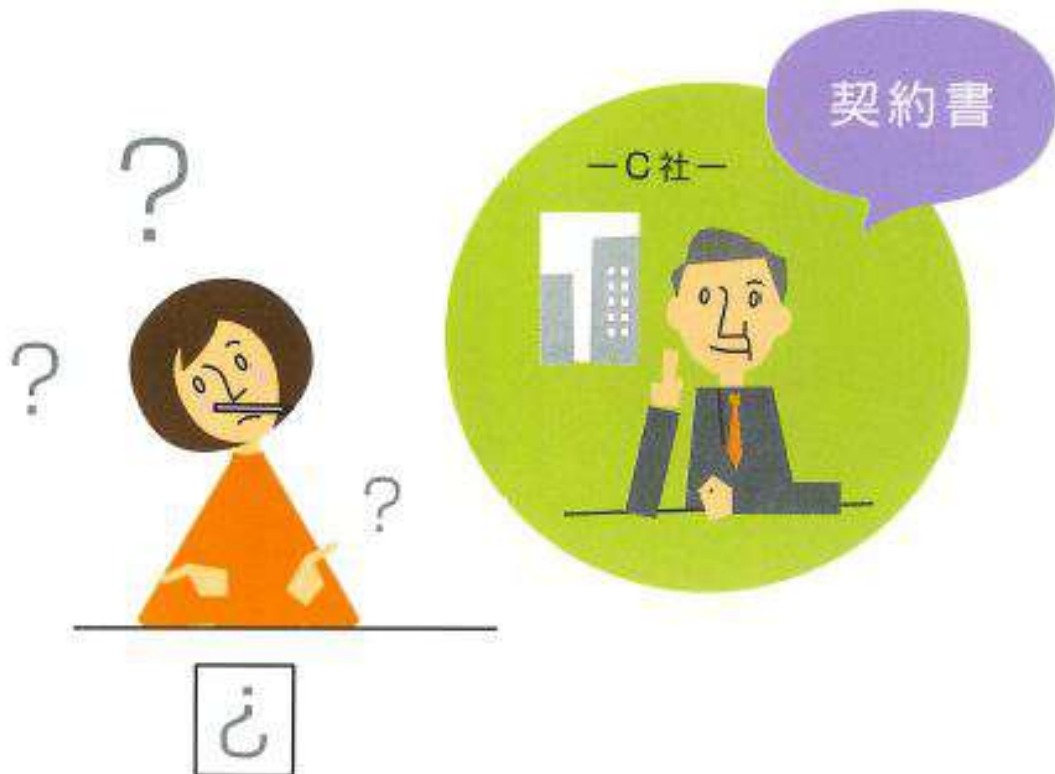
本書のご案内をする
ジュエリーデザイナー
A子さんです。

Aさんは、大学卒業後に
就職した宝飾メーカーB社に
10年間在職し、独立して3年目。
独立後は主に在職していた
メーカーの仕事をしていましたが、
今年に入って
新たな取引先C社ができました。



契約書

新しい取引先C社が見つかり、契約書を作成して持参するよう要望されました。以前、在職していたメーカーとは口約束で仕事を続けていたので、契約書の作り方がわかりません。



契約書をきちんと作成することが大切です。当事者間の権利及び義務を明確にするために契約書を作りましょう。

JJDA会員には「契約書作成の手引き」を配布しています。



デザイン画の貸出し

C社にデザイン画を貸し出すことになりました。
デザイン画の貸し出しについては、契約書にも条項がなく、
どのように渡して良いかわかりません。



デザイン画の貸し出しのトラブルは非常に多いのです。
あとからトラブルに巻き込まれるよりも、当初から文書を交わ
すことをおすすめします。

JJDA会員には専用の「デザイン画貸出書」が用意されています。



意匠登録

新しいシリーズの顔となる重要なデザインができあがりました。店頭や媒体をとおして多くの人目に触れるデザインになるので、権利化しておきたいのですが。



意匠法では「創作」したデザインが特許庁に登録されると登録日から20年間の意匠権という排他的独占権が発生します。「登録」には「出願」「審査」という手続きが必要です。またこの登録は量産品であることが条件であり、発表する前に出願する必要があります。

出願手続きを自分でできない場合は弁理士に相談しましょう。



きたく デザインの寄託システム

とても重要だと思うデザインができあがりました。
すぐに発売予定なので、意匠登録する時間がありません。
今後のことを考えてデザインの完成した日付だけは
証明しておきたいのですが。



(社)日本デザイン保護協会(JDPA)の創作デザイン寄託証明システムの活用をおすすめします。「寄託」とは、聞きなれない言葉ですがデザインを「預ける」という意味で一種の登録のようなものと考えてよいでしょう。特許庁の関連団体であるJDPAではデザイン画や写真およびカタログなどの寄託を受付けてその日付の証明書を発行します。意匠登録までには至らないけれど自分のデザインであることを証明したい場合などに利用するとよいでしょう。

巻末には(社)日本デザイン保護協会の所在地を記載しました。



デザインのコピー

独立したことを聞いて友人が訪ねてきました。
そのとき注文をいただいたことはうれしいのですが、
雑誌に載っている商品と同じデザインで作ってくれと言うのです。
どう対処したらいいのでしょうか。



こうした注文を受けるとトラブルに発展しかねません。
絶対にやめましょう。
損害賠償を請求される場合もあります。

JJDA会員には「あなたのまわりのデザイントラブル」を配布しています。



商品の模倣に対処

A子さんが独立前にB社でデザインした商品にそっくりなものが販売されてます。B社の代表的なデザインであり、業界の関係者は皆知っているデザインです。発売しているB社は怒っています。どのような法律が適用されるのでしょうか。



不正競争防止法が適用されます。著名な商品として消費者に知れわたっている場合は保護されます。仮に著名でなくても発売されてから3年間はすべての商品の形態が保護されます。

こういう場合は弁護士に相談しましょう。



著作権を主張する

A子さんがコンテストでデザイン賞を受賞した指輪が、雑誌に掲載されました。その後、関係のない会社で酷似したデザインの指輪が販売されてしまいました。意匠登録はしていないが、大切なデザインなので困っています。どうしたらいいでしょうか。



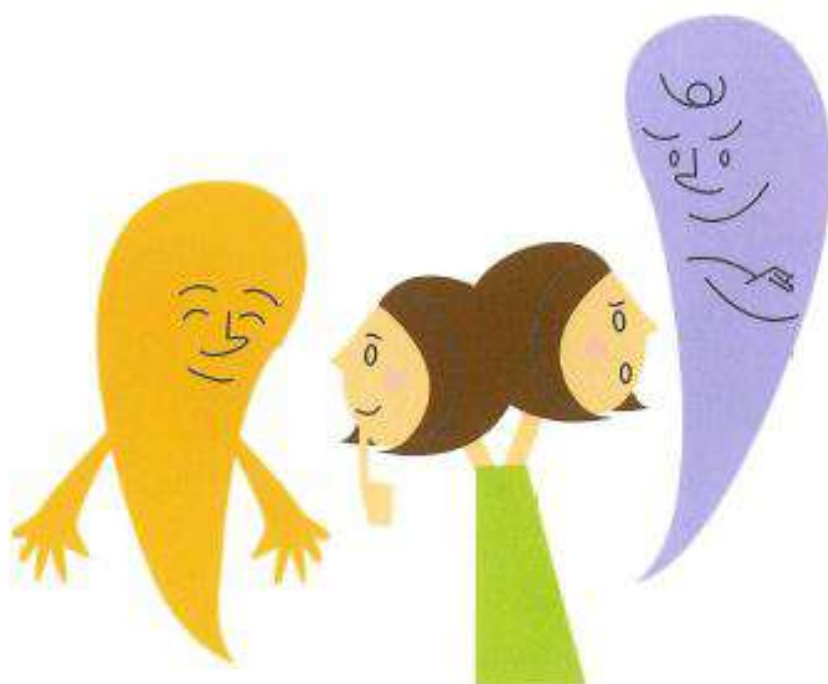
著作権を主張することができます。著作権法は文化庁が所管する法律で、創作した時点で権利が発生します。デザインの著作権侵害の裁判例も出ています。コンテストに応募するような一品制作の作品には著作物性があると考えられています。

こういう場合は弁護士に相談しましょう。



原型の取扱い

C社から原型の製作を依頼され、製作を委託する加工先も指定されました。全く面識のない加工先なので、原型の取り扱いなど不安なことが多いのですが、何か対処しなければならないのでしょうか。



加工業者とは原型の所有権などについての考え方で意見の合わないことがあります。そのためには、原型の所有権、原型の保管場所などの取り決めを覚書に記しておくことが大切です。

JJDAにはこうした時の「覚書注文書(フォーム)」があります。



商標法で模倣に対処

C社と立ち上げたブランドの売れ行きが好調です。商標登録も済み、認知を受けたと思っていたら、他社からそのブランドマークのペンダントが売り出されたのです。どう対処したらいいのでしょうか。



商標侵害で訴える。商標法は、もの及びサービスの「名称」や「マーク」を特許庁に登録（登録商標）し、保護する法律です。過去にも海外ブランドのマークそのものをジュエリーにした商標侵害事件がありました。

こういう場合は弁護士や弁理士に相談しましょう。



実用新案の登録

新しいイヤリング金具を作ってみました。形状や留め方は従来品と変わらないが、ゆるみのないように改良した金具です。



実用新案で登録する。実用新案法とは、特許より簡単な「考案」を保護するもので、出願後、書類の形式チェックの後、無審査で登録されます。出願日から10年間保護を受けます。ただし、係争が起こってから審査をします。

出願手続きを自分でできない場合は弁理士に相談しましょう。



特許の取得

B社が長年秘密で研究してきたネックレス金具が完成しました。非常に革新的な構造で、B社は特許を出願しました。



公表する前に特許を出願しておくことが大切です。特許法とは、高度な技術やアイデアを保護するものです。この特許を取得するためには、出願・審査・登録が必要です。登録されると出願日から20年間の排他的独占権が与えられます。

出願手続きを自分でできない場合は弁理士に相談しましょう。



下請法を理解する

知人から紹介を受けたメーカーの仕事をしていますが、なかなか発注書を発行してくれません。そのメーカーのデザイン室の下請け仕事です。



改正された「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」で交渉する。この法律は、公正取引委員会が所管し、改正後デザインも法律の対象になりました。下請法では、書面による発注が義務づけられています。

私の経験が
お役に立ちましたか？



デザインに関する関係官庁・団体など

特許庁	〒100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3-4-3 TEL 03-3581-1101 FAX 03-3581-0140 http://www.jpo.go.jp
文化庁	〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表) http://www.bunca.go.jp
(社)日本デザイン 保護協会	〒105-0001 東京都港区虎の門1-19-5 虎の門1丁目森ビル8F TEL 03-3591-3031 FAX 03-3591-0738 http://www.jdpa.or.jp
日本弁理士会	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2 TEL 03-3581-1211 FAX 03-3581-9188 http://www.jpae.or.jp/
日本弁護士連合会	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866 http://www.nichibenren.or.jp/

ジュエリーデザイン110番

発行日

2006年1月1日 2008年9月改訂

企画編集

(社)日本ジュエリーデザイナー協会 創作保全委員会

イラスト&デザイン

柿野紀代子(BARD LAND CO.)

発行者

(社)日本ジュエリーデザイナー協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-11-7 アライビル8階

TEL 03-3523-7344 FAX 03-3523-7346

sec@jjda.or.jp <http://www.jjda.or.jp>

編集協力・印刷 熊工房